# 情 報

タクシーの運賃改定申請について(東京島しょ地区)	•••	2
一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	•••	3
一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	• • •	4

# 運賃改定申請状況

運賃ブロック	交通圏	申請状況	申請から 3ヶ月経過する日
東京島しょ地区	島しょ区域	令和7年2月27日申請	令和7年5月26日(月)

# (参考)

運賃適用地域	適用地域(営業区域)	島名
東京島しょ地区		東京都大島、利島、新島、式根島、神津島、三宅島、御蔵島、八丈島、青ヶ島、父島及び母島

#### 一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

## 茨城運輸支局 自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年2月26日
(2) 事業者の氏名又は名称	関東鉄道株式会社(法人番号:8050001009061) 代表者 登嶋 進
(3)事業者及び当該行政処分等 に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県土浦市卸町1-1-1 (土浦営業所) 茨城県土浦市川口2-7-26
(4) 行政処分等の内容	文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6)違反行為の概要	令和6年10月25日、法令違反の疑いがあることを端緒に 監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対す る指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条 第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点
	当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4)但し書き参照)

#### 一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

## 関東運輸局 自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年2月26日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社美杉観光バス(法人番号:2030001089912) 代表者 吉田 典弘
(3)事業者及び当該行政処分等 に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県飯能市美杉台6-1-15 (東京営業所) 東京都板橋区三園1-42-7
(4) 行政処分等の内容	「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の 基準について」4.(4)による輸送施設の使用停止90日車及 びこれに伴う安全確保命令
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項、第2項
(6) 違反行為の概要	令和5年12月21日及び令和5年12月27日、定期的な監査を実施。6件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)疾病のおそれのある運行の業務(運輸規則第21条第5項)、(3)点呼の実施義務違反(運輸規則第24条第1項、第2項)、(4)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(5)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(6)運行管理補助者の届出義務違反(運輸規則第68条)
(7)違反点数付与状况	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 9点
	当該事業者の累積点数 56点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4)但し書き参照)

#### 一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

## 関東運輸局 自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年2月26日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社 東日本観光バス(法人番号:3040002059094) 代表者 佐藤 浩司
(3)事業者及び当該行政処分等 に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県印西市草深字原2373-1 (本社営業所) 千葉県印西市草深字原2373-1
(4) 行政処分等の内容	処分日車数30日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	道路運送法第15条第1項
(6)違反行為の概要	令和6年8月22日及び令和6年9月9日、定期的な監査を実施。6件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(道路運送法(以下「運送法」)第15条第1項)、(2)事業計画の事前変更届出違反(運送法第15条第3項)、(3)運行管理者の解任届出違反(運送法第23条第3項)、(4)休憩、仮眠又は睡眠のための施設の変更届出(道路運送法施行規則第66条第1項第6号)、(5)整備管理者解任の未届出(道路運送車両法第52条)、(6)運行管理補助者の届出義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第68条)
(7) 違反点数付与状况	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 3点
	当該事業者の累積点数 4点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4)但し書き参照)